

古河市資材置場等の土地利用に関する指導指針

古河市資材置場等の土地利用に関する指導要綱（令和3年古河市告示第290号。以下「要綱」という。）第5条第1項に基づく指導指針を次のとおり定める。

第1章 基本の方針

資材置場等の不適切な設置等を未然に防止し、市民生活の安全確保及び生活環境の保全を図るものとして、要綱に基づき指導指針において一定の基準を定める。

第2章 土地利用行為に関する基準

土地利用行為に係る計画は、本章の基準における必要事項を満たすように努めること。

なお、車両および車両に関する部品等による土地利用行為については茨城県ヤードにおける適正な取り扱いの確保に関する条例施行規則第4条に規定する450平方メートル未満を対象とする。

また、工事現場内および近接地において工事期間中のみ等、一定期間のみの土地利用行為となる場合は適用外とする。

1 自然環境等に対する配慮事項

- (1) 貴重な生物の生息地や良好な自然環境が敷地内に存する場合には、それらの保護及び保全に努めること。
- (2) 地形の改変に当たっては、周辺の自然環境に配慮し、緑地の復元及び整備に関しては、周辺の植生などに配慮するように努めること。
- (3) 大気汚染、水質汚濁（地下水汚染を含む。）、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等により、地域の自然環境及び生活環境に著しい影響を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 土地利用の形態及び外観は、周辺の環境に配慮したものとすること。

2 市民生活の安全に対する地域との調整事項

- (1) 隣接土地所有及び居住者に事前説明を実施すること。なお、当該地における建設重機作業および大型車両の通行等が見込まれる場合には、生活環境に影響があると想定される範囲の土地所有者及び居住者、資材置場等をその区域に含む自治会等(古河市住民自治組織規則古河市住民自治組織設置規則(平成20年規則第30号)第2条に規定する自治会等をいい、事業区域が2以上の区域に及ぶときは、それらの区域を含むそれぞれの自治会等をいう。)の代表者にも事前説明を行うことが望ましい。
- (2) 案内標識看板（事業者名、連絡先等）を設置すること。

3 自動車ヤードに関する事項

- (1) 車両および車両に関する部品について、以下は適用外とする。
 - ア新車・中古車販売及び車両の貸出を目的とした展示場および併設する車両置場
 - イ自動車の整備・修理等を主たる目的とした作業施設に併設する車両置場
 - ウ日常的に使用されている車両の保管場所
- (2) 火災等の事故を防止する措置を講ずること。

4 共通基準事項

- (1) 油等の流出、土地の崩壊等周辺環境への被害を防止する措置を講ずること。
- (2) 造成作業等に当たる作業員においては、事業内容に精通したものを置くこと。
- (3) 地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずること。
- (4) 幅員4メートル以上の公道で、同等以上の幅員を有する路線まで通り抜けているものに接すること。
- (5) 土地利用に当たり塀等を設置する場合は、敷地内の透明性を確保し、かつ飛散防止に必要な高さとする。
- (6) 市道や法定外公共物（道路又は水路）等に関し必要な手続きを行うこと。
- (7) 雨水の流出等により周辺環境に支障を及ぼさないよう、排水等の整備に関し必要な措置を講ずること。
- (8) 市道、法定外公共物（道路又は水路）等及び隣接地の境界を明確にするため、必要な措置を講ずること。
- (9) 市街化調整区域では、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。）は、原則として認めないものとする。
- (10) 資材置場等における屋外とは課税対象となる建築物の外を指す。
- (11) 事業者は、古河市暴力団排除条例（平成23年古河市条例32号）に規定される暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員関係者でないこと。
- (12) 土地利用行為に当たり関係法令を遵守すること。